

2.国会のはたらき

国会の仕事の第一は、法律の制定（立法）です。第二は 予算 の審議・議決です。第3は 内閣総理大臣の指名 です。そのほかに、条約の承認 や、憲法改正の発議 があります。衆議院と参議院は 国政調査権 をもち、政治の実際を調査することができます。

憲法改正は、内閣 または 議員 が改正案を提出することから始まります。その後、国会の各議員の 三分の二 以上の賛成で 国会 が発議し、国民投票 が行われて 過半数 の賛成で改正が成立し、天皇 が国民の名前で公布します。

衆議院の優越は、話し合う内容によって違います。法律案は、衆議院と参議院が異なる議決をした場合には、衆議院が出席議員の 三分の二 以上の多数で再び可決したとき成立します。予算、条約の承認、内閣総理大臣の指名は、衆議院と参議院が異なる議決をした場合、両院協議会 が開かれ、それでも一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となります。

3.行政と内閣

国会が決めた法律や予算にもとづいて国の政治を行うことを 行政 といいます。行政は国の行政と地方行政に分けられ、国の行政は各省庁が分担して行います。内閣は、行政の各部門を監督指揮します。内閣は、内閣総理大臣とその他の 国務大臣 によって組織されます。

内閣総理大臣は 首相 ともよばれ、政治の中心にいます。国務大臣は、省庁の長（責任者）となります。予算の作成や税金に関する仕事をするのが 財務 省、土地利用や交通・気象に関する仕事をするのが 国土交通 省、外国との交渉をするのが 外務 省、環境に関する仕事をするのが 環境 省、年金問題を担当するのは 厚生労働 省です。

国務大臣は内閣総理大臣によって 任命 されます。国務大臣の 過半数 は国会議員であることが決められています。内閣の会議のことを 閣議 といいます。

国会と内閣との関係について、日本では 議院内閣制 を採用しています。これは、内閣は国会の 信任 にもとづいて成立し、国会に対して責任を負うというしくみです。内閣の行政が信頼できないとき、衆議院は 内閣不信任の決議 を行います。これが可決されると、内閣は 10 日以内に 衆議院を解散 するか 総辞職 しなければなりません。